

市道路線の廃止及び認定について

市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出
霧島市長 中 重 真 一

1 廃止する路線

	路線名	起 点 終 点	主要な 経過地等
1	国分中央高校北通り線	霧島市国分中央一丁目地先 霧島市国分中央一丁目地先	第一工科大学

2 認定する路線

	路線名	起 点 終 点	主要な 経過地等
1	国分中央高校西通り線	霧島市国分中央一丁目地先 霧島市国分中央一丁目地先	
2	丸尾頭線	霧島市福山町福山地先 霧島市福山町福山地先	

(提案理由)

街路事業により線形に変更の生じた路線を廃止して、当該事業による改良後の路線を市道として認定し、また、国道504号の改良に伴い旧道となる一部の道路を市道として認定するため、市道路線の廃止及び認定について、議会の議決を求めるものである。

位置図

【廃止路線】



【認定路線】



位置図

